

果

樹

共

済

～ く り ～



果樹共済の特徴

- 農業保険法に基づいて実施されている国の災害対策保険です。
- 保険の仕組みで実施され、その掛金の半分以上を国が負担しています。
- 掛金は税金の控除対象となります。

○対象となる災害

- 風水害、干害、寒害、雪害などの気象上の災害
- 地震、地すべり
- 火災
- 病虫害
- 鳥獣害

※管理不足などによる減収は対象になりません。
※全相殺品質方式や災害収入共済方式は、上記災害による果実の減収と品質の低下に伴う減収又は生産金額の減少が対象となります。



○加入要件

加入できるのは次の樹種ごとに **5 アール以上栽培**している農家が対象です。
栽培している樹園地すべてを加入することになっています。

品 種 等
くりの全品種

※ 新品種など収穫量の設定がない場合は、直ちに加入できない場合があります。

○補償の内容

補償内容は、次のとおりです。加入（引受）方式により補償内容が変わります。

加入（引受）方式		補償限度割合 （支払開始割合）	補償の内容
半相殺減収総合方式		70%（30%） 60%（40%） 50%（50%）	農家単位で果実の減収量が3～5割を超えた場合に共済金を支払います。
全相殺方式 ※農家単位で増収分と減収分とを相殺して損害を把握する方式です。	減収方式	70%（20%） 60%（30%） 50%（40%）	果実の減収量が基準収穫量の2～4割を超えた場合に共済金を支払います。
	品質方式		果実の減収及び品質の低下による減収量が基準収穫量の2～4割を超えた場合に共済金を支払います。
災害収入共済方式		80% 補償割合 70% 60%	農家単位で果実の減収又は品質の低下があり、かつ生産金額が基準生産金額の8～6割に達した場合に共済金を支払います。
地域インデックス方式		90%（10%） 80%（20%） 70%（30%）	農家単位で統計単収を用いて損害を把握し果実の減収による損害を補償します。

※全相殺方式や災害収共済入方式は、ほぼ全量を過去５年間ＪＡ等に出荷されている農家が加入できます。

○補償（責任）期間

加入申込みをした年の翌年の収穫分が補償の対象になります。

花芽の形成期から翌年の収穫期まで

[illegible]

翌年の
収穫分が
対象

○補償額（共済金額）⇒ 被害があった場合の最高補償額

半相殺方式・全相殺方式・地域インデックス方式

$$\text{補償額(共済金額)} = \text{果実の単価} \times \text{標準収穫量} \times \text{補償割合}$$

災害収入共済方式

$$\text{補償額(共済金額)} = \text{基準生産金額} \times \text{補償割合}$$

- ・ 果 実 の 単 価 : 類区分ごとに毎年農林水産大臣が定めます。
- ・ 標 準 収 穫 量 : 品種や栽培条件、樹齢などに応じて標準的な収穫量が決められます。
- ・ 補 償 割 合 : 半相殺・全相殺方式は7割～5割、災害収入共済方式は8割から6割、地域インデックス方式は9割～7割の範囲で選択できます。
- ・ 基 準 生 産 金 額 : 過去5年間のJA等への出荷実績により、翌年産の農家手取額を算定します。

○共済掛金

国が掛金の半分を負担します。

$$\text{農家負担額} = \text{補償額(共済金額)} \times \text{掛金率} \times \frac{1}{2} + \text{賦課金(事務費)}$$

- ・ 掛金率 : 過去20年間の農家ごとの被害率をもとに危険段階別に算定されます。

10a当たりの補償額と共済掛金等の目安（令和8年産）

引受方式	類区分	補償割合	補償額	共済掛金等		
				共済掛金	事務費	合 計
半相殺方式	—	7 割	65,000円	540円	400円	940円
全相殺減収方式	—	7 割	65,000円	560円	400円	960円
地域インデックス方式	—	9 割	84,000円	1,400円	200円	1,600円

○共済金のお支払い

半相殺減収総合方式

対象となる災害で、農家ごとに減収量が基準収穫量に対して支払開始割合（3割～5割の範囲から選択された割合）を超える場合に共済金をお支払します。

全相殺減収総合方式

対象となる災害で、農家ごとに基準収穫量に対して果実の減収量が支払開始割合（2割～4割の範囲から選択された割合）を超える場合に共済金をお支払します。

地域インデックス方式

対象となる災害で、農家ごと統計単位地域ごとに減収量が基準収穫量に対して支払開始割合（1割～3割の範囲から選択された割合）を超える場合に共済金を支払います。

損害割合（％）		10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
支払割合	半相殺 7割補償	0	0	0	14	29	43	57	71	86	100
	全相殺 7割補償	0	0	13	25	38	50	63	75	88	100
	インデックス 9割補償	0	11	22	33	44	56	67	78	89	100

例：半相殺方式7割補償で5割の損害割合となった場合・・・、補償額（共済金額）の29％が共済金として支払われます。

$$\text{損害割合} = \frac{\text{減収量}}{\text{基準収穫量}} \times 100$$

$$\text{支払共済金} = \text{補償額（共済金額）} \times \text{支払割合}$$

- ・基準収穫量：果樹共済では責任期間が1年を超えるため、損害割合を算定するために標準収穫量をもとに園地条件、肥培管理、隔年結果等を考慮した基準収穫量を設定します。

災害収入共済方式

対象となる災害により品質を加味した実収穫量が、定められた基準収穫量を下回り、かつ基準生産金額が補償割合（8割～6割の範囲から選択された割合）に達しなかった場合に共済金をお支払します。

- ・品質を含む収穫量：災害により品質低下を加味した収穫量
- ・基準収穫量：過去5年間の出荷量をもとにして基準となる収穫量を算定します。

$$\text{損害割合} = \frac{(\text{基準生産金額} \times \text{補償割合}) - \text{生産金額}}{\text{基準生産金額} \times \text{補償割合}} \times 100$$

$$\text{支払共済金} = \text{補償額（共済金額）} \times \text{損害割合}$$

※ 大災害が起きても確実に支払いができるよう、組合・国で責任分担を行っていますが、組合の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。

果樹共済に関するお問い合わせ、お申込みはお近くのNOSA Iまで・・・

□北部支所	茨木市西駅前町10番20号	TEL072-631-7737
□南部支所	和泉市北田中町215番地	TEL0725-92-3313
□本所	大阪市中央区農人橋2丁目1番33号	TEL06-6941-8736



果

樹

共

済

～ぶどう～



果樹共済の特徴

- 農業保険法に基づいて実施されている国の災害対策保険です。
- 保険の仕組みで実施され、その掛金の半分以上を国が負担しています。
- 掛金は税金の控除対象となります。

○対象となる災害

- 風水害、干害、寒害、雪害などの気象上の災害
- 地震、地すべり
- 火災
- 病虫害
- 鳥獣害

※管理不足などによる減収は対象になりません。
※全相殺品質方式や災害収入共済方式は、上記災害による果実の減収と品質の低下に伴う減収又は生産金額の減少が対象となります。



○加入要件

加入できるのは次の樹種で、類区分ごとに **5 アール以上栽培** している農家が対象です。栽培している樹園地すべてを加入することになっています。

類区分	品 種 等
1 類	早生の品種（デラウエア等）
2 類	中生の品種（甲州等）
3 類	晩生の品種（マスカットベリー A 等）
4 類	ビニールハウス等で栽培されている品種 （デラウエア、ピオーネ、巨峰等）

※ 新品種など収穫量の設定がない場合は、直ちに加入できない場合があります。

○補償の内容

補償内容は、次のとおりです。加入（引受）方式により補償内容が変わります。

加入（引受）方式		補償限度割合 （支払開始割合）	補償の内容
半相殺減収総合方式		70%（30%） 60%（40%） 50%（50%）	農家単位で果実の減収量が3～5割を超えた場合に共済金を支払います。
全相殺方式 ※農家単位で増収分と減収分とを相殺して損害を把握する方式です。	減収方式	70%（20%） 60%（30%） 50%（40%）	果実の減収量が基準収穫量の2～4割を超えた場合に共済金を支払います。
	品質方式		果実の減収及び品質の低下による減収量が基準収穫量の2～4割を超えた場合に共済金を支払います。
災害収入共済方式		80% 補償割合 70% 60%	農家単位で果実の減収又は品質の低下があり、かつ生産金額が基準生産金額の8～6割に達しない場合に共済金を支払います。
地域インデックス方式		90%（10%） 80%（20%） 70%（30%）	農家単位で統計単収を用いて損害を把握し果実の減収による損害を補償します。

※全相殺方式や災害収入共済方式は、ほぼ全量を過去5年間JA等に出荷されている農家が加入できます。

○補償（責任）期間

加入申込みをした年の翌年の収穫分が補償の対象になります。

花芽の形成期から翌年の収穫期まで

加入申込年（令和7年）												収穫年（令和8年）											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		申込期間																					

補 償 期 間 （翌年の収穫期まで）

収穫

翌年の
収穫分が
対象

○補償額（共済金額）⇒ 被害があった場合の最高補償額

半相殺方式・全相殺方式・地域インデックス方式

$$\text{補償額(共済金額)} = \text{果実の単価} \times \text{標準収穫量} \times \text{補償割合}$$

災害収入共済方式

$$\text{補償額(共済金額)} = \text{基準生産金額} \times \text{補償割合}$$

- ・ 果 実 の 単 価 : 類区分ごとに毎年農林水産大臣が定めます。
- ・ 標 準 収 穫 量 : 品種や栽培条件、樹齢などに応じて標準的な収穫量が決められます。
- ・ 補 償 割 合 : 半相殺・全相殺方式は7割～5割、災害収入共済方式は8割から6割、地域インデックス方式は9割～7割の範囲で選択できます。
- ・ 基 準 生 産 金 額 : 過去5年間のJA等への出荷実績により、翌年産の農家手取額を算定します。

○共済掛金

$$\text{農家負担額} = \text{補償額(共済金額)} \times \text{掛金率} \times \frac{1}{2} + \text{賦課金(事務費)}$$

国が掛金の半分を負担します。

- ・ 掛金率 : 過去20年間の農家ごとの被害率をもとに危険段階別に算定されます。

10a当たりの補償額と共済掛金等の目安（令和8年産）

引受方式	類区分	補償割合	補償額	共済掛金等		
				共済掛金	事務費	合 計
半相殺方式	1 類	7 割	358,000円	12,700円	1,200円	13,900円
	4 類		780,000円	5,500円	1,200円	6,700円
全相殺減収方式	1 類	7 割	358,000円	11,900円	1,200円	13,100円
	4 類		780,000円	5,200円	1,200円	6,400円
地域インデックス方式	—	9 割	1,018,000円	7,600円	600円	8,200円

○共済金のお支払い

半相殺減収総合方式

対象となる災害で、農家ごとに減収量が基準収穫量に対して支払開始割合（3割～5割の範囲から選択された割合）を超える場合に共済金をお支払します。

全相殺減収総合方式

対象となる災害で、農家ごとに基準収穫量に対して果実の減収量が支払開始割合（2割～4割の範囲から選択された割合）を超える場合に共済金をお支払します。

地域インデックス方式

対象となる災害で、農家ごと統計単位地域ごとに減収量が基準収穫量に対して支払開始割合（1割～3割の範囲から選択された割合）を超える場合に共済金を支払います。

損害割合（％）		10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
支払割合	半相殺 7 割補償	0	0	0	14	29	43	57	71	86	100
	全相殺 7 割補償	0	0	13	25	38	50	63	75	88	100
	インデックス 9 割補償	0	11	22	33	44	56	67	78	89	100

例：半相殺方式7割補償で5割の損害割合となった場合・・・、補償額（共済金額）の29％が共済金として支払われます。

$$\text{損害割合} = \frac{\text{減収量}}{\text{基準収穫量}} \times 100$$

$$\text{支払共済金} = \text{補償額（共済金額）} \times \text{支払割合}$$

- ・ 基準収穫量：果樹共済では責任期間が1年を超えるため、損害割合を算定するために標準収穫量をもとに園地条件、肥培管理、隔年結果等を考慮した基準収穫量を設定します。

災害収入共済方式

対象となる災害により品質を加味した実収穫量が、定められた基準収穫量を下回り、かつ基準生産金額が補償割合（8割～6割の範囲から選択された割合）に達しなかった場合に共済金をお支払します。

- ・ 品質を含む収穫量：災害により品質低下を加味した収穫量
- ・ 基準収穫量：過去5年間の出荷量をもとにして基準となる収穫量を算定します。

$$\text{損害割合} = \frac{(\text{基準生産金額} \times \text{補償割合}) - \text{生産金額}}{\text{基準生産金額} \times \text{補償割合}} \times 100$$

$$\text{支払共済金} = \text{補償額（共済金額）} \times \text{損害割合}$$

※ 大災害が起きても確実に支払いができるよう、組合・国で責任分担を行っていますが、組合の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。

果樹共済に関するお問い合わせ、お申込みはお近くのNOSA Iまで…

□北部支所	茨木市西駅前町10番20号	TEL072-631-7737
□南部支所	和泉市北田中町215番地	TEL0725-92-3313
□本所	大阪府中央区農人橋2丁目1番33号	TEL06-6941-8736



果

樹

共

済

～ うんしゅうみかん ～



果樹共済の特徴

- 農業保険法に基づいて実施されている国の災害対策保険です。
- 保険の仕組みで実施され、その掛金の半分以上を国が負担しています。
- 掛金は税金の控除対象となります。

○対象となる災害

- 風水害、干害、寒害、雪害などの気象上の災害
- 地震、地すべり
- 火災
- 病虫害
- 鳥獣害

※管理不足などによる減収は対象になりません。
※全相殺品質方式や災害収入共済方式は、上記災害による果実の減収と品質の低下に伴う減収又は生産金額の減少が対象となります。



○加入要件

加入できるのは次の樹種で、類区分ごとに **5 アール以上栽培** している農家が対象です。
栽培している樹園地すべてを加入することになっています。

類区分	品 種 等
1 類	早生うんしゅうの品種
2 類	普通うんしゅうの品種

※ 新品種など収量量の設定がない場合は、直ちに加入できない場合があります。

○補償の内容

補償内容は、次のとおりです。加入（引受）方式により補償内容が変わります。

加入（引受）方式		補償限度割合 (支払開始割合)	補償の内容
半相殺減収総合方式		70% (30%) 60% (40%) 50% (50%)	農家単位で果実の減収量が3～5割を超えた場合に共済金を支払います。
全相殺方式 ※農家単位で増収分と減収分とを相殺して損害を把握する方式です。	減収方式	70% (20%) 60% (30%) 50% (40%)	果実の減収量が基準収量量の2～4割を超えた場合に共済金を支払います。
	品質方式		果実の減収及び品質の低下による減収量が基準収量量の2～4割を超えた場合に共済金を支払います。
災害収入共済方式		80% 補償割合 70% 60%	農家単位で果実の減収又は品質の低下があり、かつ生産金額が基準生産金額の8～6割に達しない場合に共済金を支払います。
地域インデックス方式		90% (10%) 80% (20%) 70% (30%)	農家単位で統計単収を用いて損害を把握し果実の減収による損害を補償します。

※全相殺方式や災害収入共済方式は、ほぼ全量を過去5年間JA等に出荷されている農家が加入できます。

○補償（責任）期間

加入申込みをした年の翌年の収穫分が補償の対象になります。

春枝の伸長停止期から翌年の収穫期まで

加入申込年（令和7年）												収穫年（令和8年）											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
				申込期間																			
						補 償 期 間 （翌年の収穫期まで）															収穫		

翌年の
収穫分が
対象

○補償額（共済金額）⇒ 被害があった場合の最高補償額

半相殺方式・全相殺方式・地域インデックス方式

$$\text{補償額(共済金額)} = \text{果実の単価} \times \text{標準収穫量} \times \text{補償割合}$$

災害収入共済方式

$$\text{補償額(共済金額)} = \text{基準生産金額} \times \text{補償割合}$$

- ・ 果 実 の 単 価 : 類区分ごとに毎年農林水産大臣が定めます。
- ・ 標 準 収 穫 量 : 品種や栽培条件、樹齢などに応じて標準的な収穫量が決められます。
- ・ 補 償 割 合 : 半相殺・全相殺方式は7割～5割、災害収入共済方式は8割から6割、地域インデックス方式は9割～7割の範囲で選択できます。
- ・ 基 準 生 産 金 額 : 過去5年間のJA等への出荷実績により、翌年産の農家手取額を算定します。

○共済掛金

国が掛金の半分を負担します。

$$\text{農家負担額} = \text{補償額(共済金額)} \times \text{掛金率} \times \frac{1}{2} + \text{賦課金(事務費)}$$

- ・ 掛金率 : 過去20年間の農家ごとの被害率をもとに危険段階別に算定されます。

10a当たりの補償額と共済掛金等の目安（令和8年産）

引受方式	類区分	補償割合	補償額	共済掛金等		
				共済掛金	事務費	合 計
半相殺方式	1 類	7 割	206,000円	1,400円	700円	2,100円
	2 類		243,000円	1,500円	700円	2,200円
全相殺減収方式	1 類	7 割	206,000円	1,500円	700円	2,200円
	2 類		243,000円	1,600円	700円	2,300円
地域インデックス方式	—	9 割	310,000円	120円	350円	470円

○共済金のお支払い

半相殺減収総合方式

対象となる災害で、農家ごとに減収量が基準収穫量に対して支払開始割合（3割～5割の範囲から選択された割合）を超える場合に共済金をお支払します。

全相殺減収総合方式

対象となる災害で、農家ごとに基準収穫量に対して果実の減収量が支払開始割合（2割～4割の範囲から選択された割合）を超える場合に共済金をお支払します。

地域インデックス方式

対象となる災害で、農家ごと統計単位地域ごとに減収量が基準収穫量に対して支払開始割合（1割～3割の範囲から選択された割合）を超える場合に共済金を支払います。

損害割合（％）		10	20	30	40	50	60	70	80	90	100
支払割合	半相殺 7割補償	0	0	0	14	29	43	57	71	86	100
	全相殺 7割補償	0	0	13	25	38	50	63	75	88	100
	インデックス 9割補償	0	11	22	33	44	56	67	78	89	100

例：半相殺方式7割補償で5割の損害割合となった場合・・・、補償額（共済金額）の29％が共済金として支払われます。

$$\text{損害割合} = \frac{\text{減収量}}{\text{基準収穫量}} \times 100$$

$$\text{支払共済金} = \text{補償額（共済金額）} \times \text{支払割合}$$

- ・基準収穫量：果樹共済では責任期間が1年を超えるため、損害割合を算定するために標準収穫量をもとに園地条件、肥培管理、隔年結果等を考慮した基準収穫量を設定します。

災害収入共済方式

対象となる災害により品質を加味した実収穫量が、定められた基準収穫量を下回り、かつ基準生産金額が補償割合（8割～6割の範囲から選択された割合）に達しなかった場合に共済金をお支払します。

- ・品質を含む収穫量：災害により品質低下を加味した収穫量
- ・基準収穫量：過去5年間の出荷量をもとにして基準となる収穫量を算定します。

$$\text{損害割合} = \frac{(\text{基準生産金額} \times \text{補償割合}) - \text{生産金額}}{\text{基準生産金額} \times \text{補償割合}} \times 100$$

$$\text{支払共済金} = \text{補償額（共済金額）} \times \text{損害割合}$$

※ 大災害が起きても確実に支払いができるよう、組合・国で責任分担を行っていますが、組合の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。

果樹共済に関するお問い合わせ、お申込みはお近くのNOSA Iまで・・・

□北部支所	茨木市西駅前町10番20号	TEL072-631-7737
□南部支所	和泉市北田中町215番地	TEL0725-92-3313
□本所	大阪市中央区農人橋2丁目1番33号	TEL06-6941-8736

